

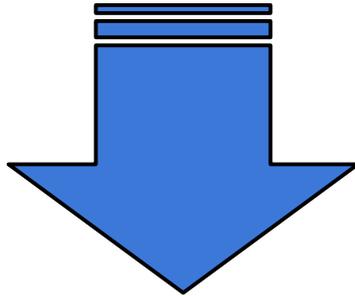
令和8年7月から 介護用品支給事業の利用方法が変わります

① 介護用品に交換できる給付券を支給します

※市が指定する介護用品（11品目）には変更はありません

【現在】

- ・ 介護用品支給事業受給明細書（色紙）
- ・ 介護用品支給事業支給明細書（白い用紙）
- ・ 印鑑 の3点を持って明細書に**記入・押印**をして配達や店頭購入で支給を受ける



【令和8年7月から】

- **宮崎市介護用品給付券**を店舗（業者）に渡し、支給を受ける
（利用者のみなさまの**記入・押印**は不要になります）

給付券に変更になり
利用しやすくなります。



（給付券のイメージ）

宮崎市介護用品給付券		○年度	第○期
¥ 1, 0 0 0			
通し番号	No.○○○	有効期間	○年○月○日まで
介護用品の種類	紙おむつ ・ 尿取りパッド ・ 清拭剤 使い捨て手袋 ・ その他		
店舗名（店舗記入欄）		店舗確認印	
宮崎市			

（裏面に続く）

② 給付券の発送は、年に2回となります

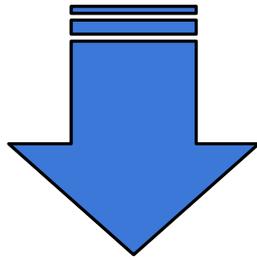
※年間の支給総額に変更はありません

(ただし、介護保険の認定状況と課税状況により支給金額が変わることはあります)

【現在】

関係書類を年3回（4か月ごと）にお送りしています

利用期間		要介護者及び介護者が属する世帯の階層区分			
		生活保護法による被保護世帯		住民税所得割課税合計額が 140,000円以下の世帯	
		住民税非課税世帯			
		住民税所得割非課税世帯			
		要介護1・2	要介護3・4・5	要介護1・2	要介護3・4・5
第1期	7/1～10/31	17,000円	34,000円	8,500円	17,000円
第2期	11/1～2/28	16,500円	33,000円	8,250円	16,500円
第3期	3/1～6/30	16,500円	33,000円	8,250円	16,500円



【令和8年7月から】

○年2回（6か月ごと）7月と1月にお送りします
(給付券の色は、第1期と第2期で変わります)

利用期間		期別支給限度額			
		生活保護法による被保護世帯		住民税所得割課税合計額が 140,000円以下の世帯	
		住民税非課税世帯			
		住民税所得割非課税世帯			
		要介護1・2	要介護3・4・5	要介護1・2	要介護3・4・5
第1期	7/1～12/31	25,000円	50,000円	13,000円	25,000円
第2期	1/1～6/30	25,000円	50,000円	12,000円	25,000円

注意点

- ・給付券でおつりはできません。
- ・給付券につきましては、再発行は致しません。大切に保管してください。
- ・入院や施設入所の場合は、本事業は利用できません。
- ・ご不明点等ありましたら、下記お問合せ先までご連絡ください。

(お問合せ先)

宮崎市 地域包括ケア推進課
福祉サービス係

TEL 0985-21-1773